

2025年
10月1日
第500号



http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

J R東海労働組合

発行人 淵上 利和
編集人 高山 浩

経協等の組合側委員数は現協約のまま！ 会社が社員でない組合員の存在を認める

議事録確認は持ち帰り検討

2025労働協約改訂交渉集約

本部は9月29日、2025年度労働協約改訂及び労働条件改善について、労使関係部分のみの労働協約の締結を通告し、交渉を集約しました。

本部は、基本協約締結の団交を含め、9回の団交を開催し、粘り強く会社を追及しました。経営協議会等の委員数等の変更(削減)について、会社は現協約で締結する回答を示し、組合は、会社の提案を跳ね返しました。しかし、会社は諸要求については全て拒否しました。

第5回団体交渉以降の主な議論は、以下の通りです。

第5回団交(9月2日)

乗務割交番作成規程について、組合は「在宅休養時間が守られていない。1勤務の制限で交番でも16、17時間を上回る行路がある。規程では16時間以内である。体力の限界を超える労働条件だ。規程は遵守せよ」と主張しました。会社は「規程違反している認識はない。行路作成の事情がある」と対立しました。

人事考課D判定による降格・降職判定について、組合は「査定する管理者は、人間だから感情が入る。降格、降職の制度はやめる」と主張しました。会社は「管理者の教育は行うため、社員を好き嫌いで判断しない。撤廃する考えはない」と対立しました。

子ども手当について、組合は「額を倍増しても基準外賃金にしたことに

より、子ども1人で年収が減収、2人でやっと微増だ。3人以上でやっと恩恵を受けられる。育児支援の改善が世の中の流れであり、JR東海は逆行している。基準内賃金に戻せ」と迫りました。

しかし、会社は「社員の働きによらず支給される手当だ。そのような考えはない」と対立しました。

各種手当について、組合は「春闘での賃上げ回答はペテンであり、世間水準を大きく下回った。格差は手当てで補てんするしかない。通貨の価値は大きく下がっている。特に若い社員の賃金は上がっていないことで、モチベーションは下がり不満が噴出している」と主張しました。しかし会社は、ベアはしっかり出したとして、対立しました。特に、組合は祝日手当の復活について「業務量が普

段と違う。特殊性を認める。祝日手当の廃止で大幅減収になった」と迫りました。しかし、会社は「割増賃金を増やし平準化した」と、特殊性を認めず、対立しました。

第6回団交(9月4日)

通常と異なる経路で通勤した場合の振り込まれた交通費について、会社から「課税ではなく非課税で処置している」と回答がありました。

専任社員の労働条件について、組合は「専任社員の年齢を考慮した勤務形態の新設は当然だ。ハーフタイム制、高齢者交番の作成など配慮せよ。ハーフタイムが困難なら、年間休日150日とせよ」と主張しました。

会社は「効率的な業務運用等の観点から、フルタイム勤務を基本としている。高齢者であることを

理由に、特別な業務内容、勤務形態、勤務地にする考えはない」と、効率最優先の主張を繰り返して対立しました。

リニア建設について、組合は「アメリカのリニア計画は中止となった。環境破壊が懸念され、住民が提訴した裁判が勝利し、国も環境や採算性などの問題で中止を決定した。国内でも環境破壊が各地で発生している。開業時期も採算も不透明だ。JR東海が申し入れた項目に何ら回答していないのは問題だ。真面目に回答せよ」と強く迫りました。会社は「日本の大動脈輸送をより力強く担うというのが当社の使命である。工事費は、健全経営、安定配当を堅持しつつ、プロジェクトの推進が可能である。アメリカでの計画は承知しているが、リニア技術が否定されたのではない。アメリカから撤退すると決まっていらない。リニア計画を変更する考えはない」と、具体性に欠ける回答に終始し、よりリニア計画の不安が増大しました。

第7回団交(9月9日)

会社から、以下の回答が示されました。

【協約に関する事項】

①経営協議会等の委員数等の変更

【制度等の改正に関する事項】①養育休暇の一部要件変更、②特手手当の拡大、③職名の新設等、④一部の現業機関における柔軟な働き方の実施、⑤出張時の在来線指定席利用拡大(試行)、⑥賃金振込口座の金融機関拡大、⑦就業規則等の条文的改訂

第8回団交(9月17日)

再申し入れとなる今団交では、新幹線乗務員の乗務員勤務制度に基づく交番作成、専任社員・出向社員の労働条件、年末年始の祝日手当、2期連続D判定での降格・降職の制度、リニア建設、異

常時における休憩などについて議論しました。組合は、要求解決に向け、特に新幹線乗務員の交番作成について会社を追及しました。しかし会社は、全てにおいて主張を変えようとなく、対立しました。本部は持ち帰り検討としました。

団交終了後、組合は「経営協議会等の委員数等の変更」「54歳原則出向制度」「新しい人事・賃金制度の見直し」の3点を除く条件で、基本協約を締結する旨の申し入れ(『申第7号』)を提出しました。

『申第7号』についての団交

本部は9月24日、『申第7号』についての団交を開催しました。

「経営協議会等の委員数等の変更」について、会社は「無協約は望んでいない。協約上、明確な基準はないが、他労組とのバランスがあり、中立保持義務がある。しかし、組合側からの申し入れの趣旨を考え、現状の文書のまま締結する用意はある」と、大幅に譲歩しました。

しかし、「54歳原則出向制度」「新しい人事・賃金制度の見直し」については、「基本協約は労使関係を定めた債務的部分の他、規範的部分を含む総合労働協約である。労働条件部分に合意して頂く必要がある」と回答しました。

本部は、その議論経過を議事録確認(案)として、会社に提起しました。会社は、「議事録確認(案)」の内容は、議論してきた通りである。持ち帰り検討する」と回答しました。

未払い賃金の支払いを勝ち取る 新組合員の職場環境改善の団交

J R 東海労は9月1日、6月に加入した新組合員の勤務する社会福祉法人と職場改善のための団交を開催しました。

今回は、団交開催前に多くの要求事項に対して、相手側対応済みで職場改善が大きく進みました。

労働条件について、サービス労働となっていた引き継ぎ時間の是正を求めました。相手側から「今後は、作業開始からおよそ10分で引き継ぎ時間を設けるように調整する。超勤手当についても解決に向けて検討している」と回答されました。

組合は「労働組合が労働時間について指摘したのだから、当該組合員だけに限らず職場全体の労働時間の調査を法人の責任で実施すべきだ」と迫

りました。その結果、組合員の未払賃金分の支払いを勝ち取りました。

職場環境について、感染症の問題、業務マニュアルに関する改善及び定着化、人員不足等について説明を求めました。相手側から「各種検討会等の開催を行うことで、改善を図っている現状について説明を受け、今後の施設運営に取り組みたい」と表明されました。

コンプライアンスに関して、「各行政機関に報告等を行い、振り返りミーティング等において周知している」と回答されました。

安全衛生に関して、すでに改善が行われていることや、今後の施設の大規模改修に向けての計画を行っている」と回答されました。

引き継ぎ時間を労働時間に！ 新幹線地本がシムックスと団交

新幹線地本は9月16日、組合員の出向先である警備会社・シムックスと団交を開催しました。

今団交の大きな課題は、サービス労働で行われている引き継ぎ時間を労働時間とすること、営業所

長のハラスメントでした。

引き継ぎ時間について、シムックスは「終業時間前の引き継ぎ等は禁止している」「今回指摘の件については、当務長同士が自主的に行っていて、営

業所も把握していなかった」と回答しました。組合は「現実として引き継ぎは必要であり、それは労働時間とするべきだ」と追及しました。これに対し、シムックスは「実態を把握する」「勤務形態のあり方も含めて検討する」と回答しました。

営業所長のハラスメントについて、シムックスは「地声が大きいという本人の特徴もあるが、ハラスメントと受け止められかねない事象もあった。本人に注意指導した」と回答しました。組合は「本人の特徴では済まない。労働者に威圧を与えていたことを本人が自覚し、是正することが大切だ」と指摘しました。

判に熊谷氏は来なかった。J R 総連・J R 東海労として支援しないことを明確にしたのではないかと。私たちはJ R 総連の「ともに声をあげよう！脱原発と気候正義のためにさようなら原発9・23全国集会に参加

熊谷氏出廷せず！津崎氏応援部隊まばら 津崎裁判第5回口頭弁論・熊谷裁判第1回口頭弁論

新幹線関西地本の渡邊幹夫さんと小林國博さんがJ R 総連近畿地協津崎議長を名誉毀損で訴えた津崎裁判第5回口頭弁論が9月5日、大阪地裁で開廷されました。また津崎裁判に先立ち、両原告が6月12日、熊谷茂J R 総連前書記長を相手取り、名誉棄損で提訴した熊谷裁判第1回口頭弁論

が開廷されました。熊谷氏は法廷に出廷せず、代理人もいないため被告席は無人、更にはJ R 総連・加盟単組の傍聴者は誰一人として参加しませんでした。津崎裁判では、今回も傍聴席の抽選でした。J R 総連・加盟単組の傍聴券抽選参加者は僅か15名で、実際に入廷したのはわずか8名でした。

代理人は、あたかも打ち合わせたかのように「裁判所に任せる」としたため、両裁判は併合されることが確認されました。本部は、口頭弁論終了後に報告集会を開催しました。集会にはJ R 東海労運動に共感する仲間が駆けつけました。主催者の淵上委員長は「熊谷裁

わずか8名でした。弁論では、双方の主張が出そろっていないにもかかわらず、裁判長から「人証」（証人尋問）について質問がありました。原告は「名誉毀損と組合への組織破壊を明らかにさせるための証人を申請する。その前にハッキリさせたいことがあるので書面を提出する」と述べました。

また熊谷裁判について、裁判長は熊谷裁判の代理人でもない被告代理人に「併合についてどう考えるか」と問い、被告

労働者同士の絆を強化！ J R ひがし労とサークル交流



山楽部と初の交流登山 J R ひがし労登山大会が8月30日、新潟県谷川連峰の平標山（たいらつびようやま、1,983m）で開催され、J R 東海労山岳部をはじめ参加しました。当日は天気にも恵まれ最高の山行でした。10月の磐梯山でのJ R 東海労登山大会での再会を約束して解散しました。

ソフトボール大会 高崎地本ソフトボール大会が9月23日に開催され、J R 東海労からも1チームで参加しました。多くの組合員・家族が参加し、珍プレー・好プレーで大いに盛り上がりました。

